

# 特別支援教育就学奨励費制度のご案内

習志野市教育委員会

お子様が、特別支援学級に入級されている場合や、普通学級に在籍で、下の表（学校教育法施行令第22条の3の規定）に該当する場合に、学用品費等の一部を援助する制度です（通級指導教室については、通学費のみが対象）。援助内容については、裏面をご覧ください。

「学用品・通学用品購入費（全学年）」と「新入学児童生徒学用品・通学用品費（1年生のみ）」については、限度額の範囲内で実費の1/2を支給しますが、領収書・レシート等を提出していただきます。「学用品・通学用品購入費」については4月以降の購入分、「新入学児童生徒学用品・通学用品費」については市立小・中学校入学に際しての購入分（4月より前に購入した分も含めて）の領収書・レシート等が対象となりますので、お手元に保管をお願いします。

詳細な説明や申請を希望の方は、学校にお問い合わせください。なお、入学前に就学援助として新入学児童生徒学用品費の支給を受けた方は、本制度の新入学用品・通学用品費の受給はできません。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

## 備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

特別支援教育就学奨励費の援助内容(令和8年度)

経費名		小学校	中学校	
学校給食費 (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)		実費の1/2	実費の1/2	
交通費	通学費	(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	実費	
		(支弁区分Ⅲ)	実費の1/2	
	職場実習費	(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)		実費
		(支弁区分Ⅲ)		実費の1/2
	交流及び 共同学習費	(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	実費	実費
		(支弁区分Ⅲ)	実費の1/2	実費の1/2
修学旅行費	修学旅行費 (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	実費の1/2 ただし 10,790円まで	実費の1/2 ただし 28,860円まで	
	校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの) (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	実費の1/2 ただし 800円まで	実費の1/2 ただし 1,250円まで	
	校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの) (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	交通費・宿泊費・見学料の 実費の1/2 ただし 1,845円まで	交通費・宿泊費・見学料の 実費の1/2	
学用品購入費	学用品・通学用品購入費 (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	実費の1/2 ただし 5,820円まで	実費の1/2 ただし 11,370円まで	
	新入学児童生徒学用品・通学用品費 (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	実費の1/2 ただし 28,530円まで	実費の1/2 ただし 31,500円まで	
	体育実技用具費 (支弁区分Ⅰ・Ⅱ)	柔道		1/2 3,825円まで
		剣道		1/2 26,455円まで
オンライン学習通信費 (支弁区分Ⅰ)		1世帯 7,000円		

※表中の支弁区分は、収入額（前年所得額から社会保険料控除等の各種控除を引いた額）と需要額（生活保護基準をベースに文部科学省が示した算定式による）の割合により算出した数値です。